

## 鯖江市農業委員会第12回総会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和5年12月25日（月）  
午後1時23分開会  
午後3時10分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 別館4階 全員協議会室
- 3 議 事  
(1) 議案第63号 農地法第3条の許可申請審議について  
(2) 議案第64号 農地法第5条の許可申請審議について  
(3) 議案第65号 農用地利用集積計画の意見審議について
- 4 報 告 事 項  
(1) 報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(2) 報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 11番 河野通弘委員 12番 品川昌敏委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長、  
石丸事務局長補佐、西森書記、藤田書記

午後1時23分 開会

事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 | （欠席委員の報告）

事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。  
引き続き、議事進行を、よろしく願いいたします。

福島会長  
※以下議長

### 議長就任挨拶

ただいまから12月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いま

議長 すが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同 異議なし

議長 では、11番 河野通弘 委員、12番 品川昌敏 委員 にお願ひします。

議長 次に、各部会から12月部会の報告を願ひます。  
まず始めに、農政部会の報告を、農政副部会長からお願ひします。

6番 12月の農政部会の報告をいたします。  
前田委員 12月18日、月曜日、私ほか7名が出席して、農政部会を開催しました。  
議案第65号 農用地利用集積計画の意見審議について、協議しました。  
協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。  
以上、部会報告といたします。

議長 次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願ひします。

2番 12月の農地調整部会の報告をいたします。  
水嶋委員 12月19日 火曜日、わたしほか9名の出席で、農地調整部会を開催しました。  
当日は、部会に先立ち、午前10時00分から、服部委員と岡井委員の2名により、3条および5条関係の転用案件など約1時間20分にわたり現地調査を実施しました。  
また、その後の部会では、3条、5条等の議案について審議を行いました。  
審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。  
以上、部会報告といたします。

議長 ありがとうございます。

議長 それでは次に議事に入ります。  
まず始めに、議案第63号 農地法第3条の許可申請  
審議について上程します。事務局から提案の説明を願  
います。

事務局 3条申請番号1（川島町）  
（概要と目的）  
本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、畑  
の所有権を取得するものです。  
（申請地および近隣状況）  
申請地は、東側、南側は畑、西側、北側は公衆用道路と  
接しております。  
（耕作・従事要件）  
譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画して  
おります。

事務局 3条申請番号2（下河端町）  
（概要と目的）  
本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、畑  
の所有権を取得するものです。  
（申請地および近隣状況）  
申請地は、西側、南側は用悪水路、東側は宅地（譲受  
人）と雑種地、北側は農道と接しております。  
（耕作・従事要件）  
譲受人は、申請地を畑（野菜畑）として利用する営農を  
計画しております。

議長 農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番  
水嶋委員 議案第63号 農地法第3条の許可申請審議につ  
いて審議の結果、全案件について許可相当の意見となりま  
した。  
以上、報告します。

議長	ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
5番 佐々木委員	番号1番の案件について、譲受人は市外在住で川島町までは距離がある。数年後に耕作放棄といった事態が起こらないよう注意してほしい。
事務局	農地法3条の許可申請時に、3年3作の念書の提出を求めている。耕作放棄地にならないよう注視したい。
7番 鷺田委員	3年3作が達成されなかった場合、罰則等は存在するのか。
事務局	罰則はない。全国的に耕作放棄地問題は大きな問題となっていることから、管理指導を徹底する。1年ごとに状況報告を求めたい。
議長	ほかにご意見ございませんか。無いようですので議案第63号 農地法第3条の許可申請審議については農地調整部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	<b>挙 手</b>
議長	全員賛成と認め、議案第63号 農地法第3条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。
議長	次に、議案第64号 農地法第5条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	5条申請番号1（吉谷町）

事務局

(概要と目的)

本申請は、店舗建築、駐車場(6台分)建設を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、南側および北側は宅地、西側は市道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はありません。

事務局

5条申請番号2(住吉町二丁目)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、西側および北側は公衆用道路、南側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種低層の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はありません。

事務局

5条申請番号3(水落町1丁目)

(概要と目的)

本申請は、庭園、駐車場(4台分)を目的として、畑の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は市道、西側、南側および北側は宅地と接しています。

事務局

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。  
関係する地元農家組合の了承を得ています。  
なお、申請地は非農地となっており、そのことにつきまして始末書が提出されています。  
(立地基準)  
申請地は二種中高層の用途指定があるため、第3種農地と判断します。  
(一般基準)  
隣接農地はありません。

事務局

5条申請番号4(石田下町)  
(概要と目的)  
本申請は、米乾燥調製室、農機具等置場等を目的として、田の所有権を取得するものです。  
(申請地および近隣状況)  
申請地は、東側、西側および北側は用悪水路、南側は公衆用道路と接しています。  
雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。  
関係する地元農家組合の了承を得ています。  
(立地基準)  
申請地は、農用地区域内農地ではありますが、農業上の用途(農地、農業施設)のため、例外許可規定の案件となります。  
(一般基準)  
隣接農地はありません。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番  
水嶋委員

議案第64号 農地法第5条の許可申請審議について、審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。  
以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

委員 (質疑応答なし)

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第64号 農地法第5条の許可申請審議については、農地調整部会長の説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議席17番 岡井委員は議決に参加することができません。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第64号 農地法第5条の許可申請審議については、原案のとおり可決決定されました。よって承認します。

なお、番号4番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。

議長 次に、議案第65号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第65号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政副部長より願います。

6番  
前田委員 議案第65号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、10年以上の契約もあるが中間管理事業の活用は進めないのか、との質問がありました。これに対して活用を進めているが、従来からの相対で行いたいなどの意向もあり、相対での更新をしているとの答弁がありました。そして、賃借料の内容についての確認や、利用権設定年数についての確認をしました。

協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
10番 山岸委員	利用権の賃料の箇所にある市平均賃借料について、どのような算出方法か。
事務局	前年の1月～12月の各地区の賃借料を合計し、利用権件数で割って計算している。使用賃借権は除外する。
16番 北川委員	賃料が物納の契約も見られるが、どのように計算しているのか。
事務局	物納は定められた単価のもとで、物量に応じて賃借料を算出している。
議長	ほかにご意見ございませんか。無いようですので議案第65号 農用地利用集積計画の意見審議について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。 なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議席6番 前田委員、8番 堀内委員、14番 牧野委員は議決に参加することができません。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙 手
議長	全員賛成と認め、議案第65号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。
議長	次に、報告事項について事務局から説明を願います。
事務局	(報告第33～34号について説明)



議長 最後 に事務局 から連絡事項 をお願い します。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日 の日程 はこれ ですべて 終了 いたしま  
した。お疲れ 様 でした。

午後 3 時 1 0 分 閉会

鯖江市農業委員会 12月総会 出欠表

議席	氏名	出席	欠席	署名
1番	宮本美典			欠席
2番	水嶋和夫			出席
3番	笠嶋伊三男			欠席
4番	窪田善一郎			出席
5番	佐々木一弥			出席
6番	前田昭一			出席
7番	鷺田晴美			出席
8番	堀内章義			出席
9番	浅野忠憲			出席
10番	山岸重之			出席
11番	河野通弘			署名 出席
12番	品川昌敏			署名 出席
13番	福島定己			出席
14番	牧野善隆			出席
15番	岩尾秀規			出席
16番	北川利榮			出席
17番	岡井善四郎			出席
18番	服部義和			出席